

発表は次のとおり願います。

○新 聞 : 4月5日 朝刊

○テレビ・ラジオ・インターネット : 4月5日 AM 8:30

## T X沿線地区における住宅事業者向け用地の分譲に係る公募について

つくばエクスプレス「万博記念公園駅」周辺の上河原崎・中西地区において、住宅事業者向け用地の分譲に係る一般競争入札を下記のとおり行うことといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 入札概要

##### (1) 対象物件

土地の所在	面積	予定価格 (最低売却価格)	用途地域 (建蔽率/容積率)
A12 街区③画地外8画地	13,217.50 m <sup>2</sup>	510,392,000 円	第一種低層住居専用地域 (40%/80%) 第一種住居地域 (60%/200%)

※9画地を一括で処分する。

(2) 用途 戸建住宅(茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第5号に規定する暴力団事務所その他これに類するものの用に供するものを除く。)

(3) 処分方式 売却(買受人については、一般競争入札により決定)

#### 2 主な入札参加資格

- 戸建住宅(以下「住宅」という。)を建設して当該住宅と共に土地を最終譲受人へ譲渡する事業又は自らを請負人とする建築請負契約により住宅を建設することを条件として土地を最終譲受人へ譲渡する事業(以下「分譲事業」という。)を営む者又は営む予定の者であって、土地の引渡しの日から5年以内に、「上河原崎・中崎地区住宅事業者向け用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「IV 設計指針」及び各種法令等に適合した住宅の建設及び分譲を行うことができる者であること。
- 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項に規定する免許を有する者であること。
- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3及び研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則(平成16年茨城県規則第82号。以下「保留地処分規則」という。)第10条に規定する一般競争入札に参加することができない者でないこと。また、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 茨城県の県税を滞納していないこと。
- 土地売買契約及び保留地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

#### 3 土地利用の主な条件

- 本件土地を分譲事業の敷地の用途に供すること。
- 土地の引渡しの日から5年以内に住宅の建設及び分譲事業を行うこと。
- 本件土地に建設する住宅の1戸以上は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)対応の住宅とすること。
- 「上河原崎・中西地区地区計画」及び各種法令等を遵守すること。

#### 4 スケジュール(予定)

- 公募開始 令和4年(2022年)4月5日(火)
- 入札説明書の配布期間 令和4年(2022年)4月5日(火)～4月26日(火)
- 入札参加資格審査受付 令和4年(2022年)4月25日(月)及び4月26日(火)  
(郵便又は電子メールにより入札参加資格確認申請書類を提出する場合は、同年4月26日(火)午後4時必着)
- 開札日 令和4年(2022年)5月18日(水)午前10時  
(郵便により入札書類を提出する場合は、同年5月17日(火)午後4時必着)

※入札参加資格確認申請書類の提出先及び開札場所は、入札説明書に記載の場所とする。

※入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、令和4年(2022年)5月19日(木)から令和4年(2022年)7月29日(金)までの間、先着受付の方法により買受人を決定する。

<参考>本件については、学園記者クラブ及びつくば市記者会へ資料提供しています。

茨城県立地推進部宅地整備販売課  
宅地企画・販売担当 渡邊、菊地  
TEL:029-301-2798

# 物件位置図（上河原崎・中西地区）

